

重要事項説明書（はえばる保育園）

特定教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次の通りです。

1. 施設運営主体

| | |
|---------|----------------|
| 事業所の名称 | 社会福祉法人 野里福祉会 |
| 代表者氏名 | 理事長 城間克剛 |
| 法人の所在地 | 南風原町字津嘉山1208-1 |
| 法人の電話番号 | 098-889-4259 |

2. 利用施設

| | | | |
|-----------|------------------------|-----|--------------|
| 施設の名称 | はえばる保育園 | | |
| 所在地 | 南風原町字津嘉山1208-1 | | |
| 電話番号 | 098-889-4259 | | |
| 管理者名 | 園長 知念利香 | | |
| 利用定員（年齢別） | 0才児 3号 | 24人 | 3才児 2号 33人 |
| | 1才児 3号 | 30人 | 4才児以上 2号 33人 |
| | 2才児 3号 | 30人 | 計 150人 |
| 特別保育の実施状況 | 特別支援保育・延長保育・一時保育（自主事業） | | |
| 職員研修 | レベル向上のため職員へ実施 | | |
| 自己評価の概要 | 職員による保育内容等の自己評価を定期的実施 | | |
| 認可年月日 | 昭和55年3月31日 | | |

3. 施設の目的・運営方針

- ・本園は、効率的透明性の高い保育園の運営を確保し、入所する子ども及び保護者に対し適切な保育を提供することを目的とし、次に掲げる運営方針に基づき特定教育・保育を提供します。
- ・本園は、園児の健康で安全、また情緒の安定した生活ができる環境を用意し、養護と保育が一体となった保育を提供します。
- ・本園は、家庭や地域社会との連携を図り保護者に対する支援や地域の子育て家庭に対する支援等、社会的役割を果たします。
- ・本園は、条例が定める職員や設備の基準その他の関係法令等を遵守します。

4. 施設・設備等の概要

| | | | |
|-------|--------------------|----------------|--------------|
| 敷地 | 全体 | 1517.97㎡ | |
| | 園庭 | 523.08㎡ | |
| 建物 | 構造 | RC鉄筋コンクリート造2階建 | |
| | 延べ面積 | 1397.10㎡ | |
| 施設の内容 | 乳児室 | 1室 | 45.04㎡ |
| | ほふく室 | 3室 | 195.34㎡ |
| | 保育室 | 6室 | 280.58㎡ |
| | 幼児用トイレ | 5室 | 78.24㎡ |
| | 遊戯室 | | 2・3・4才児保育室兼用 |
| | 調乳室 | 1室 | 5.25㎡ |
| | 調理室 | 1室 | 34.17㎡ |
| | 事務室 | 1室 | 48.72㎡ |
| 設備の種類 | 冷暖房、身障者トイレ、火災通報装置、 | | |

5. 職員体制

| 職 種 | 員 数 | 常 勤 | 非 常 勤 | 職 務 内 容 |
|--------|-----|-----|-------|------------------------|
| 園長 | 1名 | 1名 | | 園務の統括 |
| 主任保育士 | 1名 | 1名 | | 園長を補佐し保育内容について保育士を統括する |
| 副主任 〃 | 2名 | 2名 | | 主任保育士を補佐し、 〃 〃 |
| 保育士 | 21名 | 12名 | 9名 | 保育の立案・実施・記録を行う |
| 栄養士 | 1名 | 1名 | | 園児の栄養管理・献立作成・調理を行う |
| 調理師 | 4名 | 1名 | 3名 | 給食献立の調理を行う |
| 事務員 | 1名 | 1名 | | 園の運営管理に必要な事務処理・経理事務 |
| 短時間保育士 | 7名 | | 7名 | 保育士の補佐をする |
| 保育士補助 | 1名 | | 1名 | 保育士の補助及び保育園の環境美化に努める |

※利用する園児の人数によって、実際の配置と異なることがあります

6. 保育を提供する日及び行わない日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

保育を提供しない日は、次の通りです

- ・日曜日及び国民の祝日
- ・沖縄慰霊の日
- ・年末年始(12月29日～1月3日)

7. 保育を提供する時間

| | | |
|------------------|--------|--|
| 保育標準時間 (11時間) | 保育時間 | 午前7時から午後6時までの範囲内 |
| | 延長保育時間 | 月曜日から金曜日までの午後6時から午後7時までの範囲内 |
| 保育短時間 (8時間) | 保育時間 | 午前8時から午後4時までの8時間 午前8時30分から午後4時30分までの8時間 午前9時から午後5時までの8時間 ※就労時間により相談に応じます。 |
| | 延長保育時間 | 月曜日から金曜日までの上記の保育時間を超えた時間 |

8. 提供する保育の内容等

当園は、保育所保育指針を踏まえ以下の保育を提供します。

(1) 特定教育・保育の提供

上記6・7に記載する日・時間において保育を提供します。

(2) 発達支援児保育

心身に障害のある、または発育に遅れがある子どもの保育を行っています。通常保育よりも保育士の数を増やして、より手をかけた保育を行うなうことで子どもの発達を促し、基本的な生活習慣や社会性を育みます。

(3) 一時保育(自主事業)

①緊急的保育・・・保護者の疾病等により緊急または一時的に保育を必要とする児童
(月15日限度)

②非定型型保育・・・パートで働いている方学校に通っている方(週3回を限度)

③私的理由による保育・・・保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するための保育を必要とする児童(週1回程度)

9. 食事の提供方法等について

(1) 自園で調理します。

保育を提供する日は毎日食事の提供を行います。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。(基本的に月1回)

献立表・給食だよりは毎月コドモンで送信します。

(2) アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談下さい。

その際は、医師の診断書と「はえばる保育園における食物アレルギー対応実施要綱」に基づき除去食及び代替食などで対応します。

(3) その他衛生管理等

特定給食施設栄養定期報告書を南部保健所へ提出しています。

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施(毎月1回)による調理従事職員の健康管理を徹底しています。

調理衛生管理マニュアルあり。

10. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払い頂きます。

(2) 3才以上の給食費負担

幼児保育の無償化に伴い、給食費については、直接保育園にお支払い頂きます。

園児一人あたり月額6,000円～(年度によって変更あります)を徴収します。

(3) 保育の提供に要する利用者負担金等(実費負担)

下記の表に掲げる保育料・費用を負担していただきます。

※延長保育にかかる利用者負担

| 項 目 | 7時から18時までの 8時間の範囲内を超えた時間 | 18時から19時まで |
|--------------|-----------------------------|------------|
| 保育標準時間(11時間) | — | 300円 |
| 保育短時間(8時間) | 1時間300円 | |

※保育教材が必要な方は業者の販売があります。

| 項 目 | 内容、負担を求める理由および目的 | 金 額 |
|-------|---|---------------------|
| 教材費 | ・園児が使用する道具代 (クレヨン、粘土など) ・体育着 (リトミック指導等に着用) 対象：2才児以上 | 200円～7,000円 (実費) |
| カラー帽子 | 対象：1才児以上 クラスを見分け、日差し等からの保護のため | 1,000円前後(実費) |

☆教材や体育着等、お下がりやご自分で購入される場合は申し出てください。

11. 情報伝達手段等について

当園では、保育ICTシステム「コドモン」を導入し、登降園打刻・お知らせ配信・連絡ノート等に利用しています。また、給食費・延長保育料・教材費用などの各集金手段についても、コドモンアプリの「口座振替」を利用しますので口座登録等をお願いします。

なお、振込手数料1回96円については請求額に加算させていただきますので、ご負担をお願いします。

12. 保育利用の開始について

南風原町の利用調整に基づき入所決定され支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意した後に保育の提供を開始します。

13. 保育利用の終了について

以下の場合には、保育の提供を終了します。

- (1) 児童の保護者が児童福祉法または子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (2) 町外に転出するとき
- (3) 長期欠席するとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

14. 嘱託医

当園は、以下の医療機関の医師を嘱託医として委嘱しています。

(1) 内科

| | |
|-----------|--------------|
| 医療機関の名称 | わんぱくクリニック |
| 医院長または医師名 | 呉屋 良信 |
| 所在地 | 南風原町津嘉山1490 |
| 電話 | 098-888-1234 |

(2) 歯科

| | |
|-----------|----------------|
| 医療機関の名称 | みのる歯科 |
| 医院長または医師名 | 齊田 穰 |
| 所在地 | 南風原町字津嘉山1371-3 |
| 電話 | 098-888-5489 |

15. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変時や事故が発生した場合は、速やかに保護者に連絡を取り、保護者が指定する医療機関等に受診させる措置を講じるものとします。

16. 非常災害時の対応

| | | | | |
|--------------|---|---------|------|-----|
| 非常時の対応 | 別途定める消防計画や危機管理マニュアル等により対応します | | | |
| 避難訓練 | 火災や地震を想定した避難訓練を月1回実施 | | | |
| 防災設備 備蓄用品 | 自動火災報知設備 | ガス漏れ報知器 | 誘導灯 | 消化器 |
| | ミネラルウォーター | 備蓄食料 | 懐中電灯 | ラジオ |
| 緊急時の避難場所 | 第1 避難場所：園庭 | | | |
| | 第2 避難場所：津嘉山小学校(南風原町津嘉山684) (地震等) 電話：098-889-1230 | | | |
| | 第3 避難場所：南星中学校(南風原町照屋200) (地震等) 電話：098-889-0432 | | | |
| 緊急時の伝言方法 | 「コドモン」緊急メールで知らせます 緊急時災害用伝言メール(171)を用います | | | |

※台風・大雨洪水等の緊急時は別途「台風・地震等緊急災害の発生時における登園について」をご覧ください。

17. 虐待防止のための措置に関する事項

入所する園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置、その他必要な体制の整備を行うと共に、職員に対する研修の実施、虐待防止マニュアルを作成し運用します。

18. 感染症流行時の対応について

別紙、保育園のしおり参照

19. 賠償保険の加入

当園では以下の保険に加入しています

| 保険会社 | 保険の種類 |
|--------------------|-----------|
| 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 傷害保険・賠償保険 |
| 大同火災海上保険(株) | |

・保育時間中に、園児が事故により負傷（死亡も含む）した場合、保育園賠償保険で認められた範囲で補償します。

20. 保育内容に関する相談・要望・苦情の受付

当園では、相談・要望・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

| | |
|---------------|--|
| 本園ご利用 相談窓口 | ・解決責任者：園長 知念利香 ・受付担当者：主任保育士 金城こずえ ※相談・要望・苦情は、直接またはお電話にて担当者までお申し出下さい。またご意見箱もご利用下さい。 |
| 第三者委員 | 大城早恵子 ・ 仲村渠苗子 |

21. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では、児童福祉法第18条の22により個人情報の保護及び秘密保持に努めます。ただし園児及びその保護者に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- ・小学校、他の特定教育保育施設等、地域子ども子育て支援事業を行う者、その他の機関に対して園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ園児の保護者の同意を得ます。ただし、特定の理由がある場合若しくは別に定めのある場合は除きます。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行う場合

※園内での写真貼付・コドモンの写真貼付等は、別途「肖像権同意書」で同意のあった者に限り使用します。

22. 当園におけるその他の留意事項

・当園では入園と同時に「保護者会」会員となります。また保護者会費(2000円)の徴収があります。

・駐車場が隣接しており、道路は歩道もないため危険ですので、登降園の際は必ずお子さんの手をつなぎ目を離さないで下さい。また一方通行になっていますので、保護者以外の方が迎えをなさる時は必ず注意事項をお伝え下さい。駐車場内での事故は保育園は一切責任を負いません。

・その他の詳細は「園のしおり」をご覧ください。